

## 障がい者に係る市町村単独医療費助成事業の実施状況

令和5年2月7日現在

市町村名	心身障がい者			精神障がい者		
	対象者	所得制限	助成内容	対象者	所得制限	助成内容
鳥取市	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②身障手帳5・6級 ③療育手帳B	所得税・市民税 非課税者	①③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 ②上記①・③の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ④精神手帳2級 ⑤精神手帳3級	所得税・市民税 非課税者	④医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 ⑤上記④の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
米子市	①身障手帳3級 ②療育手帳B	市民税非課税世 帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ③精神手帳2・3級 (後期高齢の被保険者 を除く)	市民税非課税世 帯	※ 市町村合併時に旧淀江町の制度対象者で 精神手帳2級、かつ、市民税非課税世帯であれ ば助成あり。 ③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
倉吉市	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く)	市民税非課税世 帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ③精神手帳2級(後期高 齢の被保険者を除く)	市民税非課税世 帯	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
境港市	①身障手帳3級 ②療育手帳B	市民税非課税世 帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級 ④精神手帳3級	市民税非課税世 帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
岩美町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	本人・扶養義務 者が所得税非課 税	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級・3級	本人・扶養義務 者が所得税非課 税	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
八頭町	①身障手帳1・2級 ②身障手帳3級 ③身障手帳4級 ④身障手帳5級 ⑤療育手帳A ⑥療育手帳B	なし	<町民税非課税世帯の者> ①.5なし ②.⑥10/10 ③7/10 ④5/10 <町民税課税世帯で本人が町民税非課税の場合 > 医療保険の自己負担額から一部負担金を控除 し ①.5なし ②.⑥10/10 ③7/10 ④5/10 <本人が町民税課税で一定額未満の所得の場合 > 医療保険の自己負担額から一部負担金を控除 し ①.5なし ②.⑥8/10 ③56/100 ④4/10 <本人が町民税課税で一定額以上の所得の場合 > 医療保険の自己負担額から一部負担金を控除 し ①.5なし ②.④4/10 ③1/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	⑦精神手帳1級 ⑧精神手帳2級 ⑨精神手帳3級	なし	<町民税非課税世帯の者> ⑦なし ⑧5/10 ⑨25/100 <町民税課税世帯で本人が町民税非課税の場合 > 医療保険の自己負担額から一部負担金を控除 し ⑦なし ⑧5/10 ⑨25/100 <本人が町民税課税で一定額未満の所得の場合 > 医療保険の自己負担額から一部負担金を控除 し ⑦なし ⑧4/10 ⑨2/10 <本人が町民税課税で一定額以上の所得の場合 > 医療保険の自己負担額から一部負担金を控除 し ⑦.⑧4/10 ⑨1/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
若桜町	①身障手帳3～5級 ②療育手帳B	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	① 3級…医療保険の自己負担額から一部負担金を 控除した額の10/10 4級…同7/10 5級…同5/10 ②手帳B…同10/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級・3級	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の5/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
智頭町	①身障手帳3～5級 ②療育手帳B	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	① 3級…医療保険の自己負担額から一部負担金を 控除した額の10/10 4級…同7/10 5級…同5/10 ②手帳B…同10/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級・3級	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の10/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
湯梨浜町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	本人所得が159 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級	本人所得が159 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
三朝町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く)	町民税非課税世 帯	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級 (後期高齢の被保険者 を除く)	町民税非課税世 帯	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
北栄町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く)	町民税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級 (後期高齢の被保険者 を除く)	町民税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
琴浦町	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く)	町民税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く) ※公費負担医療による医療費は除く	70歳未満の者で ③精神手帳2級 (後期高齢の被保険者 を除く)	町民税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
南部町	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ③精神手帳2級	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
伯耆町	①身障手帳3～5級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く) ※70歳以上75歳未 満の者は1割負担の期間 対象外	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級 ④自立支援医療(精神 通院)受給者 (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く) ※70歳以上75歳未 満の者は1割負担の期間 対象外	本人所得が169 万5千円未満 (扶養親族がい ない場合)	③④医療保険の自己負担額から一部負担金を控 除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
日吉津村	①身障手帳3～6級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く)	所得税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (入院時の食事療養に係る費用を除く)	③精神手帳2・3級 (後期高齢の被保険者 を除く)	所得税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (入院時の食事療養に係る費用を除く)
大山町	70歳未満の者で ①身障手帳3～6級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢 の被保険者を除く)	所得税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2・3級 (後期高齢の被保険者 を除く)	所得税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
日南町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	町民税非課税世 帯で町税等の滞 納がない方	①②医療保険の自己負担額の1/2 (入院時の生活療養費及び食事療養費は除く)	③精神手帳2級 ④精神手帳3級 ⑤自立支援医療(精神 通院)受給者	町民税非課税世 帯で町税等の滞 納がない方	③医療保険の自己負担額の1/2 (入院時の生活療養費及び食事療養費は除く) ④精神科・心療内科等での受診に係る医療費 自己負担額の1/2 ⑤自立支援医療機関での受診に係る医療費自 己負担額の1/2
日野町	なし	なし	なし	なし	なし	なし
江府町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	なし	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③自立支援医療(精神 通院)受給者	なし	③自立支援医療費(精神通院)自己負担額の1 /2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)

\* 所得制限が所得税・市町民税非課税者(世帯)以外の場合、助成内容は課税者(世帯)を想定して記載